

全国自治体ライドシェア連絡協議会 勉強会資料

2025年6月16日

損害保険ジャパン株式会社
官公庁・広域マーケット開発支援部

アジェンダ

1

公共ライドシェアにおける事故時の責任関係について

P1～

2

移動支援サービス事業用自動車保険について

P4～

自家用有償旅客運送 （公共ライドシェア） ハンドブック

令和6年10月

国土交通省物流・自動車局旅客課

4. 事業者協力型 自家用有償旅客運送（公共ライドシェア）

- 道路運送法の改正により、令和2年11月から、運行管理や車両の整備管理について一般旅客自動車運送事業者（バス・タクシー事業者）が協力する「事業者協力型自家用有償旅客運送制度」が創設されました。
- 持続可能な移動手段確保のため、輸送の安全確保にノウハウのあるバス・タクシー事業者の協力を得て自家用有償旅客運送（公共ライドシェア）を導入することも検討しましょう。



（制度のイメージ図）



【制度概要】

- 制度のねらい 制度活用により、次のことが期待されます。
（利用者）バス・タクシー事業者が、運行管理、車両整備管理又は運送手配サービスに協力することで、より安心、安全なサービスを受けることが可能となります。
（運送主体）運行管理等に関する業務負担の軽減や運行ノウハウの活用を図ることが可能となります。
（バス・タクシー事業者）委託費の確保等による収入面での向上が期待できます。

○ 「協力」の方法

- ・事業者協力型自家用有償旅客運送（公共ライドシェア）でバス・タクシー事業者が協力する事項は、運行管理、車両整備管理又は運送手配サービスです。
- ・運送主体から委託を受ける等により、実際に、協力するバス・タクシー事業者の運行管理者等が、運行管理の責任者、整備管理の責任者として選任され、業務を行う必要があります。

○ 登録の有効期間

- ・事業者協力型自家用有償旅客運送（公共ライドシェア）として新たに登録を受ける場合や、重大事故を引き起こしていない等の一定要件を満たす場合の登録の有効期間は、5年です。

- 事業者協力型自家用有償旅客運送（公共ライドシェア）における事故時の責任関係について
・運行中に生じた事故等によって生じた第三者に対する損害賠償責任の内部的な負担割合を明確にするため、「事業者協力型自家用有償旅客運送（公共ライドシェア）における事故時の責任関係に係るガイドライン」を参照し、損害賠償責任の内部的な負担割合や、協力事業者の業務について明確化しておくことが望まれます。

○事業者協力型自家用有償旅客運送（公共ライドシェア）における事故時の責任関係について
・運行中に生じた事故等によって生じた第三者に対する損害賠償責任の内部的な負担割合
を明確にするため、「事業者協力型自家用有償旅客運送（公共ライドシェア）における事故時の責任関係に係るガイドライン」を参照し、損害賠償責任の内部的な負担割合や、協力事業者の業務について明確化しておくことが望めます。

国自旅第318号
令和2年11月27日

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

自動車局長

事業者協力型自家用有償旅客運送における事故時の責任関係について

令和2年6月に公布された持続可能な運送サービスの確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第36号）が令和2年11月27日から施行され、道路運送法（以下「法」という。）において新たに事業者協力型自家用有償旅客運送が創設されることとなった。もとより、自家用有償旅客運送の運行中において第三者に与えた損害に係る賠償責任は、自家用有償旅客運送者（以下「実施主体」という。）が第一義的に負うものであるが、事業者協力型自家用有償旅客運送の協力事項の受委託に当たってはこれらの責任関係が複雑になることを踏まえ、運行管理等に協力する一般旅客自動車運送事業者と雇用関係のない運転者が自家用有償旅客運送自動車の運行中に惹起した事故等に係る責任関係について、下記の通りガイドラインを定めたので、各地方運輸局及び沖縄総合事務局においては、その趣旨を十分理解の上、遺漏のないよう取り扱われたい。

1. 公共ライドシェアにおける事故時の責任関係について (事業者協力型自家用有償旅客運送における事故時の責任関係に係るガイドライン)

責任関係に係る取決めの内容

⇒実施主体と協力事業者による取決めが望ましい

- (1) 損害賠償責任の負担割合
→第三者に対する損害賠償に係る実施主体と協力事業者の内部的な負担割合は全て実施主体が負う
- (2) 解決への協力
- (3) 協力事業者の業務の明確化
 - ①運行内容 ②運行管理及び車両整備管理の方法 ③運送対価に係る収受の取扱い ④事故の際の報告
 - ⑤協力事業者が行う実施主体への業務報告の内容及び頻度

実施主体の責任

法第79条の4第1項第6号及び道路運送法施行規則第51条の22の規定の趣旨に鑑み、**自家用有償旅客運送の運行により生じた損害を賠償するための措置を講ずる責任は、第一義的に実施主体が負うべきものと解される。**このため、事業者協力型自家用有償旅客運送の実施に当たっても、**運行中の事故における損害賠償責任について、特段の取決めなく運転者に負わせることのないよう留意するものとする。**

損害賠償に際し適切な自動車保険の利用が求められる

＜事例＞

①実施主体が加入する自動車保険、②登録ドライバーが加入する自動車保険

事故発生時に優先適用する自動車保険は？運行開始前に実施主体と登録ドライバーの認識合わせが重要

事故事例

事故概要：利用者が後方座席でシートベルト着用中、運転手が閉めたスライドドアに左中指を挟まれ骨折。

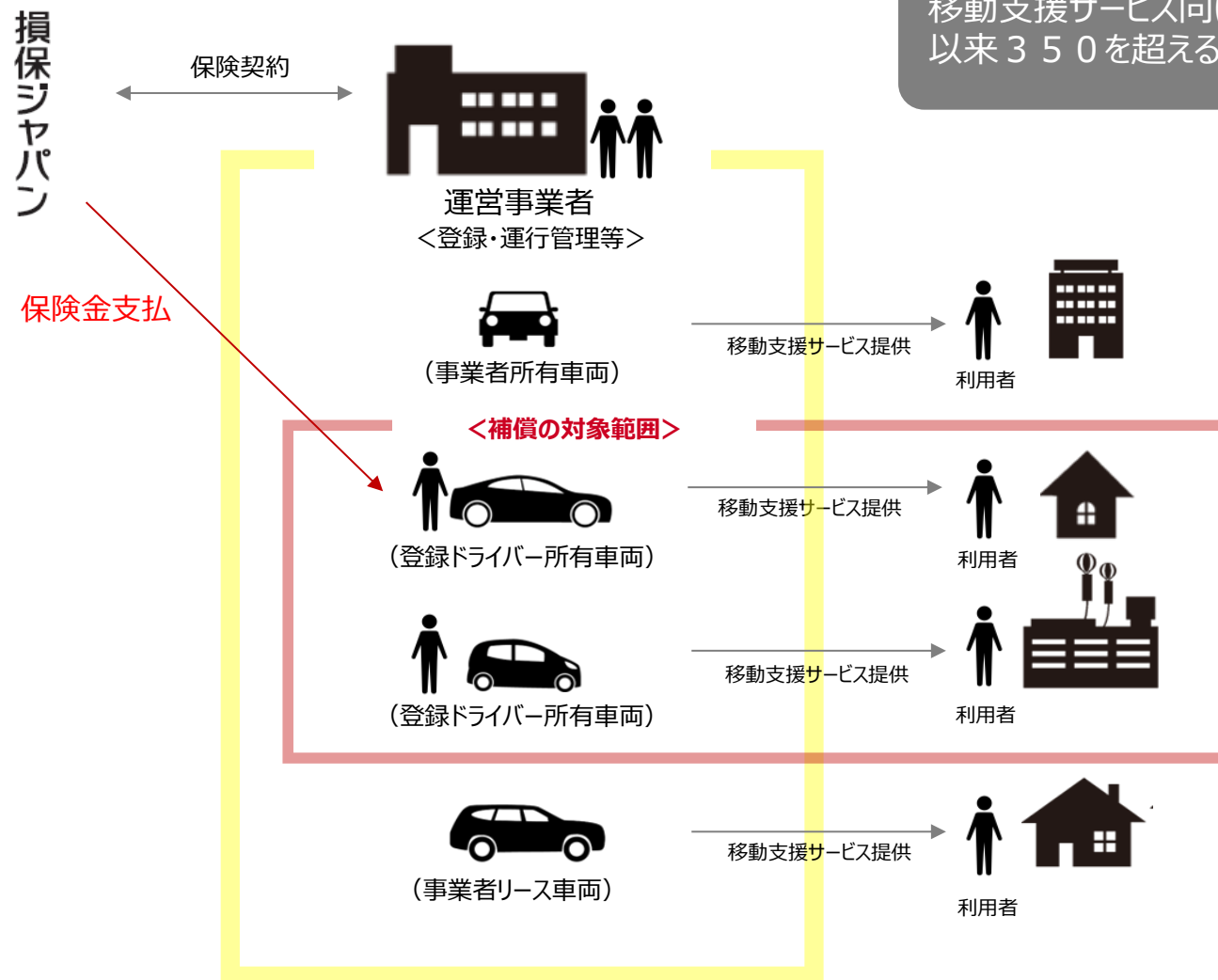
支払保険金：約540万円

旅客特有のリスクに注意が必要！



移動支援サービス事業用自動車保険特約の概要

保険契約のイメージ



2019年に業界初！

移動支援サービス向けの専用自動車保険を発売
以来350を超える自治体・NPOへ保険を提供

2. 移動支援サービス事業用自動車保険について(優先払型と劣後払型)

- 公共ライドシェアによるサービスを提供時には、自動車事故発生に備え、自動車保険を活用したリスクヘッジが有効
- 公共ライドシェアでは、**雇用関係のない登録ドライバーの持込み車両での運行**が想定されるため、特殊なリスクを有します。
- サービス提供中に自動車事故が発生し、被害者対応がおろそかになると実施主体が自治体のため、被害者を中心とした住民からの声、議会対応への注力が必要になります。
- 事前準備を入念に行い、**適切な自動車保険を利用する**ことで無用なトラブルを防ぐことにつながります。

公共ライドシェアにおける主な自動車保険の種類・比較

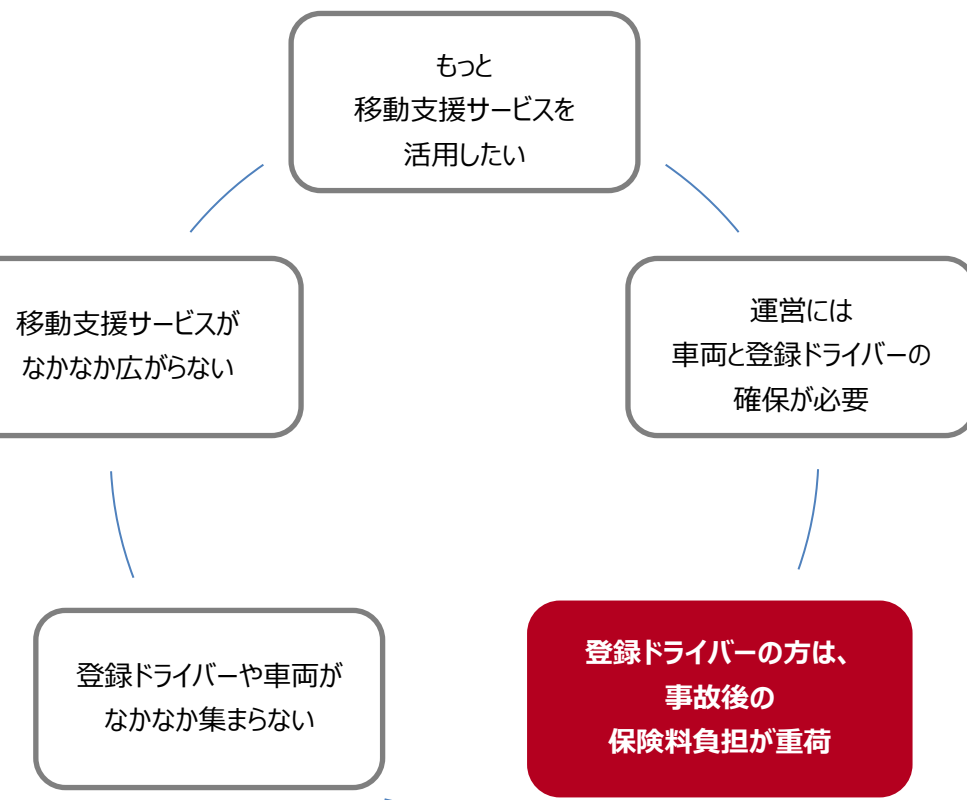
比較項目	優先払型	劣後払型
保険金のお支払い順位	移動支援サービス事業用自動車保険から優先的に保険金が支払われる	使用車両に付保されている自動車保険から保険金が支払われる。
事務手続き・事故対応	運営事業者が保険加入手続きを行い、事故発生時には保険会社と連携した被害者対応ができる	登録ドライバーに保険加入手続きや事故発生時の被害者対応を任せる必要がある
自動車保険内容の把握	基本的に必要なし	登録ドライバーの保険内容の把握が望ましい
主なメリット	安心感の向上、レピュテーションリスクの低減、リスクコントロールが可能、登録ドライバーの保険料負担がない	運営事業者のコスト抑制
主なデメリット	劣後払型と比較して保険料は高め	自治体にとってリスクコントロールが困難 事故発生時の登録ドライバーのコスト負担が重い
保険料水準(1日1台)	400円～	10円

2. 移動支援サービス事業用自動車保険について(優先払型の導入メリット)

- 移動支援サービス導入時に、登録ドライバーの持ち込み車両を活用する場合には、運営事業者と登録ドライバーの双方にメリットがあります。
- 本保険を導入することで、万が一の際は登録ドライバーの自動車保険を使わず、本保険を優先使用することができます。登録ドライバーの経済的負担を軽減することが可能となり、担い手不足の解消につながります。

これまでの登録ドライバー確保の課題と保険の関係性

市町村や事業者様の声



導入のメリット

登録ドライバーの保険に優先して使用可

- ✓ 登録ドライバーの加入している保険に優先して使えます。
- ✓ この保険を使っても、登録ドライバーの保険の等級は下がりにません。

わかりやすい保険料設定

- ✓ 移動支援サービスを提供する日数に応じた保険料設定であり合理的です。
- ✓ 補償プランを選択することで、事業者の保険料負担も抑えることができます。

加入実績に応じた割引制度

- ✓ 実績に応じて翌年以降保険料が割引となる仕組みを導入しています。

3プラン比較		各プランの補償内容		
		優先払型	優先払型	劣後払型
		移動支援サービス事業用自動車保険特約 (優先払型)	移動支援サービス事業用自動車保険特約 (優先払型)	シェアリング事業用損害賠償特約
		基本プラン (車両・人傷あり)	ライトプラン (車両・人傷なし)	－
補償	対人賠償責任保険	無制限 (自己負担額なし)	無制限 (自己負担額なし)	無制限 (自己負担額なし)
	対物賠償責任保険	無制限 (自己負担額なし)	無制限 (自己負担額なし)	無制限 (自己負担額なし)
	対物全損時 修理差額費用特約	○	○	×
	人身傷害特約 入通院定額給付金：10万円	3,000万円 (自己負担額なし)	×	×
	自損事故傷害特約	×	○	×
	車両保険 (一般条件)	○ 保険金額・自己負担額は契約ごとに設定	×	×
規定	メリット・デメリット料率 適用有無	○	○	×
保険料	1台、 稼働日1日当たり	1,100円～	400円	10円
特徴	利用者	(事故時) 運営事業者が窓口（安心）	(事故時) 運営事業者が窓口（安心）	(事故時) 登録ドライバーが窓口（不安） 運営事業者はフォローの立場
	運営事業者	(契約) 自社が契約するため補償内容が 把握しやすい 登録ドライバーの募集がしやすい (事故時) 自社が保険会社と対応できるため、 利用者への対応もしやすい	(契約) 自社が契約するため補償内容が 把握しやすい 登録ドライバーの募集がしやすい (事故時) 自社が保険会社と対応できるため、 利用者への対応もしやすい	(契約) 登録ドライバー毎の保険把握が必要 必要最低限の補償で運営できる (事故時) 保険会社が登録ドライバー毎に異なる 保険会社と直接対応が難しく、 利用者への対応も時間を要する可 能性がある
	ドライバー	(契約) 自身の保険に影響なく参加できる	(契約) 自身の保険に影響なく参加できる	(契約) 事故時等級が下がる (事故時) 登録ドライバー自身がメインで行う

- 補償の対象となる区間は、移動支援サービスのために自宅等を出発したときから、自宅等に帰着した時までを補償します。

補償の対象となる区間

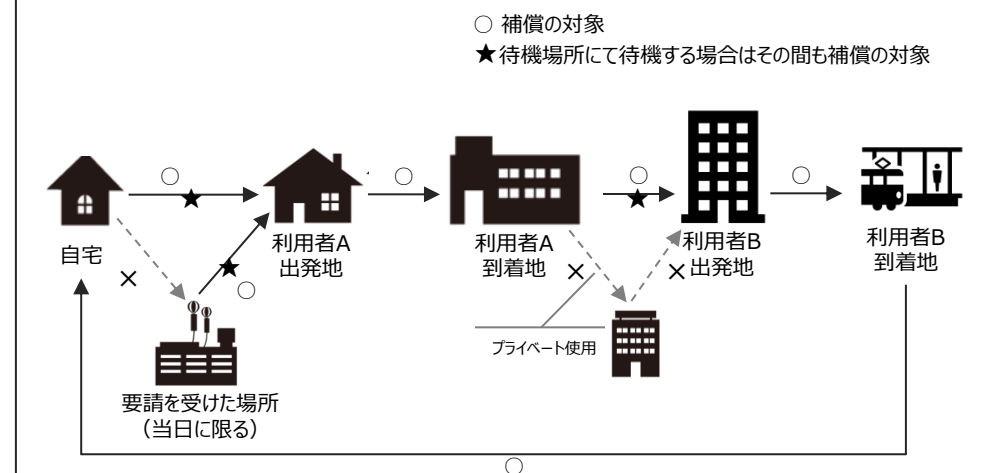
移動支援サービスのために自宅等※¹を出発した時から自宅等※¹に帰着した時までの間を補償します（待機※²を含みます。）。

ただし、移動支援サービス実施の当日に運営事業者からの要請があった場合は、自宅等※¹に限らず、「要請を受けた地点」※³を出発した時から補償を開始します。

なお、移動支援サービスのための移動に関して合理的な経路※⁴を著しく逸脱している間、および待機中において待機場所の範囲から著しく逸脱している間は補償されません。

- （※¹）自宅等とは、登録ドライバーの住居または持込み車両の主たる保管場所をいいます。
ただし、個別の事情により別の場所から出発する（または別の場所に帰る）場合で、運営事業者が事前に承認したときは、その運営事業者が承認した地点とします。
- （※²）待機とは、登録ドライバーが、運営者の指定する待機場所において移動支援サービスの依頼を待つことをいいます。
- （※³）要請を受けた地点とは移動支援サービスの運行について、運営事業者から当日要請があった場合に、その要請を受けた時点で持込み車両がある場所をいいます。
- （※⁴）合理的な経路とは、移動支援サービスのご提供時に一般に用いるものと認められる経路をいいます。
最短距離を指すものではなく、目的地まで移動するために通常利用する経路であれば、複数あったとしても、それらはいずれも合理的な経路となります。
また、当日の交通事情により迂回した場合など、やむを得ずとる経路も合理的な経路となります。

<補償対象区間のイメージ>



- 所定の事項を充足した各種帳簿等による管理を行っていることが必要となります。輸送実績の記録は、毎月代理店（保険会社）へ通知することが必要となります。

各種帳簿等の備え付けがあること

◆ 帳簿

登録ドライバーと、登録ドライバーが使用する車両を事前に登録し、特定します。

◆ 輸送記録

管理者が、登録ドライバーごとに、利用日、利用者※、乗降場所、乗降時刻等を記録して毎月代理店（保険会社）へ通知します。

※利用者の記録は任意とします。ただし、事故発生時には利用者情報のご提供をお願いします。

なお、契約自動車を移動支援サービスに使用（待機を含む）した場合、その日の稼働時間や輸送回数によらず、「1日」としてカウントし集約する必要があります。期末に算出する保険料はその合計日数を1台1日あたりの保険料に乗じます。

アプリ等で管理している場合で、必要事項を充足している場合は備え付けているものとみなしますが、書面での提出が必要です。

その他の注意点

◆ 事故発生時の対応について

移動支援サービス提供中の事故かどうかの判断を行うため、運営事業者経由で保険会社に事故報告を行ってください。

◆ 登録ドライバーへの注意喚起

運営事業者は、登録ドライバーに所定の書面を用いて、本特約の補償内容、補償の対象区間や注意事項等について説明しなければなりません。

◆ 登録ドライバーの保険の取り扱いについて

移動支援サービス提供中以外（補償対象区間外等）で発生した事故は補償されません。

持ち込み車両が無保険車とならないよう、登録ドライバーに対して、引き続き保険には加入しておくよう伝えてください。

なお、移動支援サービス提供中の事故については、運営事業者の加入する本保険で補償されるため、持ち込み車両の自動車保険の以下の事項について調整※が可能となる場合があります。

- ・「記名被保険者（主にお車を使用される方）」
- ・「お車を使用される方の範囲（運転者限定特約・年齢条件特約）」
- ・「走行距離」

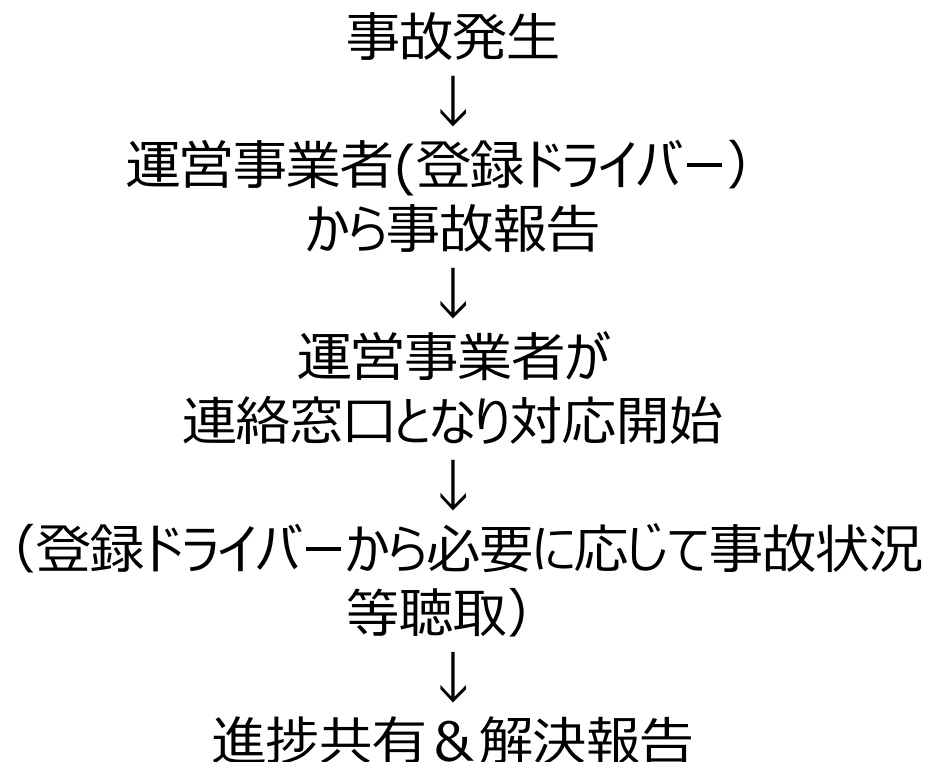
（例）移動支援サービスに保険を使わない場合に、
「持ち込み車両の記名被保険者(主にお車を使用される方)」や
「年間走行距離区分」が変わる など

※調整の要否について

持ち込み車両の自動車保険の引受保険会社、取扱代理店
または損保ジャパンまでお問い合わせください。

地域の移動を支える保険 保険金請求フロー

<優先払型>



<劣後払型>

